

教育委員会教育長庁達第5号

教育委員会事務局
各教育機関

堺市学校事務職員等昇任試験規程（平成29年教育委員会教育長庁達第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月29日

堺市教育委員会
教育長 関 百合子

第2条第2項第2号中「51歳以上」の次に「60歳未満」を加える。

附 則

この庁達は、令和8年6月1日から施行する。